



第3次三島市都市計画マスタープランの一部改定案について

- 三島市では、立地適正化計画の改定に伴う都市防災施策の充実や、「新産業用地」の形成に向けた土地利用の増進を図るため、「第3次三島市都市計画マスタープラン」の一部改定を検討しています。
- 今回の改定により、「コンパクトで災害に強いまちづくり」と「企業立地」を着実に進めていきます。

①立地適正化計画の改定に伴う 都市防災施策の充実

※改定内容は別紙新旧対照表P6～10を参照

- 「コンパクトで災害に強いまちづくり」を進めるため、「都市コンパクト化へのマスタープラン」である「三島市立地適正化計画」の改定を同時に進めています。
- 具体的には、居住や都市機能の誘導にあたって必要な都市の防災に関する機能の確保に関する指針（「防災指針」といいます。）として、計画に右の考え方を盛り込んでおり、今回都市計画マスタープランにも同様に盛り込みます。
- 都市計画マスタープランの都市政策の一つである「都市防災」について、「立地適正化計画の防災指針」を踏まえて、「Webハザードマップ」、「同報無線のデジタル化」、「マイ・タイムライン等の作成促進」といった最新の防災対策の推進を盛り込んでいます。

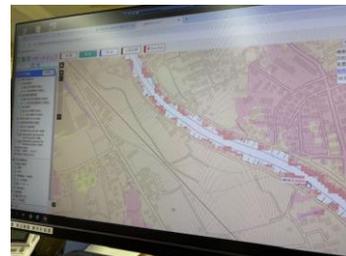
◎立地適正化計画に新たに盛り込む「防災指針」の考え方

リノベーションまちづくりで、
「魅力的で災害に強いまちなか」を実現する

- 市街地整備により、まちとしての魅力を高めながら、まちなかの建物や公共空間を維持・更新し、「魅力的で災害に強いまちなか」を実現することで、居住及び都市機能の誘導を目指します。

都市機能・居住誘導と合わせた安全対策で、
「命も暮らしも守られる、安全性の高い居住環境」を実現する

- 居住誘導区域内における災害リスクの状況を踏まえた取組により、「命も暮らしも守られる、安全性の高い居住環境」を実現することで、居住及び都市機能の誘導を目指します。



Webハザードマップ



マイ・タイムライン

②「新産業用地」の形成に向けた土地利用の増進

※改定内容は別紙新旧対照表P1～5、11、12を参照

- 税金や「働く場所」（雇用の創出）を確保し、市政運営や地域経済に良好な波及効果を生み出すため、さらなる企業立地推進に向けた産業用地の創出が求められています。
- 今回の改定では、**企業立地・産業集積を進めていく産業用地の形成に向け、土地利用を増進する場所として、既存の産業集積拠点を拡張する形で、「徳倉地区」・「梅名安久地区」の2カ所を新たに位置づけることとします。**

◎新たに位置付ける(拡張する)「産業集積拠点」

【徳倉地区】

- 周辺の自然環境、住環境、教育・保育環境等への配慮がなされた上で、開発許可基準などにより、研究施設や工場の立地などを促進します。

【梅名安久地区】

- 教育・営農環境への配慮がなされた上で、開発許可基準などにより、流通業務施設や研究施設、工場などの立地を促進します。

土地利用基本計画図（案）

